

## 岩手大学証明書発行手数料に関する規則

平成22年3月18日 制定  
令和4年3月10日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）における証明書発行手数料に関し必要な事項を定める。

(証明書発行手数料の納付)

第2条 次の各号に掲げる証明書を申請するときは、当該各号に定める発行手数料を納付しなければならない。

- 一 本学を卒業又は修了した者、退学した者、除籍された者の証明書発行手数料
  - ア 卒業証明書、修了証明書、成績証明書1通につき 500円
  - イ ア以外のその他各種証明書1通につき1000円
- 二 本学（附属学校を除く。）の在学者が、学生証の顔写真等の記載事項変更、破損、盗難若しくは紛失した場合又は標準修業年限を超過した場合の再発行手数料
  - ア 磁気ストライプ型カード 1回につき 500円
  - イ 磁気ストライプ・ICチップハイブリッド型カード 1回につき 2000円

(発行手数料納付の例外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、証明書発行手数料を徴収しない。

- 一 本学在学中の者が、前条第1号に掲げる証明書を申請する場合
- 二 附属学校の在学者若しくは卒業者が、前条第1号に掲げる証明書を附属学校に申請する場合
- 三 前条第2号に係る証明書の記載事項等の変更が改氏名の場合

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、証明書発行手数料に関する事項は別に定める。

附 則

1. この規則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 岩手大学外国人留学生規則第2条に定める外国人留学生であった者、かつ、日本国外に居住又は滞在する者に係る証明書発行手数料については、第2条本文の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整を加えることができる。
3. 前項に定める所要の調整については、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。